

令和5年度

安房聖苑火葬炉設備修繕工事

特記仕様書

安房郡市広域市町村圏事務組合

特記仕様書

工事名 令和5年度 安房聖苑火葬炉設備修繕工事

工事場所 南房総市山名 345 番地 安房聖苑

第1章 総則

第1条 適用

本工事の施工にあたっての一般的事項は「公共建築工事標準仕様書（機械設備編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備編）」「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」によるものとする。

第2条 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い適切な安全管理を行わなければならない。

第3条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1 資材置き場、材料搬入路、仮設事務所などについては発注者と協議し火葬場業務に支障がないようにすること。
- 2 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
- 3 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第4条 工期

契約日の翌日から令和5年10月2日まで

第5条 震災対策

- 1 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- 2 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保安措置を講ずるものとする。

第6条 建設廃棄物

建設廃棄物を搬出する時は、下記のとおりとする。

- 1 建設廃棄物は、産業廃棄物処分業許可業者に搬出するものとする。なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 建設廃棄物の処分に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の

確認を受け、同申請書を2部提出すること。

- 3 建設廃棄物の処分にあたって、搬出事業者（元請業者）は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書（厚生省作成または建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。

なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設副産物処理委託契約を締結すること。

- 4 建設廃棄物の処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に2部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し、確認を受けること。

- 5 建設廃棄物の処分にあたっては、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報を、パソコンにより印刷し、監督職員に提出すること。

- 6 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第2章 施工

第7条 修繕内容

1 主な工事範囲

- 1) 1、2号炉主燃・再燃セラミックファイバー（1層目）の貼替補修及び1～4、7、8号炉再燃焼炉過流火導孔積み替え
- 2) 1、2、3号炉耐火台車上部耐火材の交換
- 3) 1、2号炉炉内圧力制御ダンパー（弁体及びシャフト）の交換

- 2 火葬炉主燃・再燃セラミックファイバー貼替（1、2号炉）及び再燃焼炉渦流火導孔積み替え（1～4、7、8号炉）

1) 施工範囲（図面参照）

2) 使用材料

・セラミックファイバー1400Dブロック	50×300×300	384枚
・モジュールセメント	20Kg/缶	2缶
・MBセメント	20Kg/缶	8缶
・ネオコートSL	20Kg/缶	4缶
・渦流火導孔	SK-36	540本

3 火葬炉耐火台車上部耐火材の交換（1、2、3号炉）

1) 施工範囲（図面参照）

2) 使用材料

- ・耐火台車上部（SS400+耐火キャストブル） 3台
- ・組付ボルト 1式

4 炉内圧力制御ダンパー（弁体及びシャフト）交換（1、2号炉）

1) 施工範囲（図面参照）

2) 使用材料

- ・炉圧ダンパー 弁体 2枚
- ・シャフト SUS310S 2組

5 火葬炉関係消耗品

1) 使用材料

- ・主燃用熱電対 K 22φ 500L 6本
- ・香炉用バッテリー EB-65相当 6台

第8条 工事要領

工事施工は単独1基での施工とし、他の炉については平常通り使用可能とする。

騒音及び振動を要する工事施工については、安房聖苑休場日（友引）とし、平常業務に支障がない様にする事。

第9条 完成引渡

工事終了後、発注者監督員の立会いのもとに完成検査を実施し、検査合格後引渡しを行なうものとする。

第10条 保証期間

保証の期間は完成引渡後2年間とする。ただし、消耗品類及び不可抗力的起因による場合は、この限りではない。

工 事 名 令和5年度 安房聖苑火葬炉設備修繕工事

工 事 箇 所 南房総市山名 345 番地 安房聖苑

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 工程については、監督職員に毎週一度必ず報告し、当初工程と著しく変更が生じた場合は監督職員と協議の上、変更工程表を作成すること。・ 施工時間は原則として午前8時30分から午後5時までとする。 なお、上記時間には準備及び片づけも含まれる。
用 地 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 特になし
公 害 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 南房総市公害防止条例及び同条例規則における対象工事に該当する場合には南房総市建設環境部環境保全課へ「特定建設作業の届出」を提出すること。
安 全 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 工事施工中の安全管理はもちろんのこと、施工時間外における安全対策についても十分配慮すること。
工 事 用 道 路 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 特になし
仮 設 備 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 工事終了時には、必ず保安施設等を設置し、工事期間中に事故等が起きないよう安全対策に勤めること。
建 設 副 産 物 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 建設廃棄物については、監督職員の承諾を得た後、産業廃棄物処分業許可業者に運搬し、処理するものとする。
工 事 支 障 物 件	<ul style="list-style-type: none">・ 特になし。
排 水 工 関 係 (濁水処理含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 特になし。
薬 液 注 入 関 係	<ul style="list-style-type: none">・ 特になし。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・ 工事着工前に打合せを実施する。(監督職員、現場代理人、主任技術者)・ 施工する箇所については、位置が明示してあるが不相応、不明瞭箇所を明確にし、監督職員、現場代理人、主任技術者で打ち合わせを実施すること。・ 工程表、施工計画書の提出前の工事着手は原則として認めない。